

大田市告示第137号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年大田市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月11日

大田市長 楫野弘和

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事業費 区分	補助金交付 の対象の事 業内容	基準額	対象経費
放課後 児童健 全育成 事業費	令和5年4月 12日付けこ 成環第5号 「放課後児 童健全育成 事業」の実 施について の別紙（以 下「国事業 実施要綱」 という。） に規定する 放課後児童 健全育成事 業	(1) 年間開所日数250日以上 の放課後児童健全育成事業所 運営事業 ア 基本額（1支援の単位 あたり年額） （ア） 構成する児童の数が 1～19人の支援の単位 2,558,000円－（19人－支 援の単位を構成する児童 の数）×29,000円 （イ） 構成する児童の数が 20～35人の支援の単位 4,734,000円－（36人－ 支援の単位を構成する児 童の数）×26,000円 （ウ） 構成する児童の数が 36～45人の支援の単位 4,734,000円 （エ） 構成する児童の数が 46～70人の支援の単位 4,734,000円－（支援の 単位を構成する児童の数 －45人）×69,000円 （オ） 構成する児童の数が 71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ 開所日数加算額（1支援 の単位あたり年額） （年間開所日数－250日） ×19,000円（1日8時間以 上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位あたり年額）	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童健全育 成事業の実 施に必要な 経費（飲食 物費を除 く。）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

(上記要件に該当する開所日数) × 19,000円

エ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)

(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 184,000円

(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)

ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)

(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位
3,099,000円

(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設
1,726,000円

イ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額)

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

(上記要件に該当する開所日数) × 19,000円

ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると子ども家庭庁長官が認める場合
- ・事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各規準額ごとに算定された金額に「事業実施月数 ÷ 1

		<p>2」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員には、大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。 	
放課後 子ども 環境整 備事業 費	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童健全育 成事業	<p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 国事業実施要綱別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 国事業実施要綱別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>（ア） 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>（イ） 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※金額は、1事業所当たり年額である。</p> <p>※開所準備経費については令和5年度中に支払われたものに限る。</p>	国事業実施 要綱に規定 する放課後 子ども環境 整備事業の 実施に必要な経費

放課後 児童ク ラブ支 援事業 費	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童クラブ 支援事業 (1支援の 単位当たり 年額)	(1) 障害児受入推進事業 2,009,000円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3,066,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 521,000円 ※(2)のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端 数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満た ない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事 業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とす る。	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童クラブ 支援事業の 実施に必要 な経費
-------------------------------	---	--	---

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

事業費 区分	補助金交付 の対象の事 業内容	基準額	対象経費
放課後 児童支 援員等 処遇改 善等事 業費	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童支援員 等処遇改善 等事業(1 支援の単位 当たり年 額)	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に 従事する職員を配置 1,678,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に 加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常 勤職員を配置 3,158,000円 ※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ れを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準 額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗 じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後児童支 援員等処遇改 善等事業費を 実施するため に必要な給 料、職員手当 (時間外勤務 手当、期末勤 勉手当、通勤 手当)、共済 費(社会保険 料)賃金委託 料及び補助金
障害児 受入強	国事業実施 要綱に規定	(1) 障害児を3以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,000,0	障害児受入強 化推進事業に

化推進 事業費	する障害児 受入強化推 進事業（1 支援の単位 当たり年 額）	00円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 2,000,000円 （イ）職員を2人以上配置 4,000,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 2,000,000円 （イ）職員を2人配置 4,000,000円 （ウ）職員を3人以上配置 6,000,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、こ れを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定さ れた基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未 満切り捨て）とする。	必要な経費
小規模 放課後 児童ク ラブ支 援事業 費	国事業実施 要綱に規定 する小規模 放課後児童 クラブ支援 事業	1支援の単位当たり年額 625,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、こ れを1月とする。）が12月に満たない場合には算定され た基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満 切り捨て）とする。	小規模放課後 児童クラブ支 援事業の実施 に必要な経費
放課後 児童ク ラブに おける 要支援 児童等 対応推 進事業 費	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童クラブ における要 支援児童等 対応推進事 業	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を 行う職員の配置 1事業所当たり年額 1,330,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、こ れを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準 額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗 じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童ク ラブにおける 要支援児童等 対応推進事業 の実施に必要 な経費
放課後 児童ク	国事業実施 要綱に規定	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が 学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援	放課後児童ク ラブ育成支援

ラブ育成支援体制強化事業費	する放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 1,451,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	体制強化事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するため必要となる費用を補助 1事業所当たり年額 300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事業費区分	補助金交付の対象の事業内容	基準額	対象経費
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 1 31,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 394,000円 ※1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、

		これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	共済費(社会保険)、賃金、委託料及び補助金
放課後児童支援員等処遇改善事業(9,000円相当賃金改善)	国事業実施要綱に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業	<p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費

附 則

この告示は、令和5年10月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。